

計画期間、計画の基本理念及び基本目標について（案）

1 計画期間

新たに策定する葛飾区障害者施策推進計画は、中長期計画として、令和6年度から11年度までの6年間を計画期間とし、障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間（令和6年度から8年度までの3年間）に合わせて3年後に見直します。

2 計画の基本理念

基本的に現行計画の基本理念を踏襲します。

基本理念

一人ひとりが持つ可能性や能力を十分に発揮し、自立した生活を営み、地域社会の中でともに支えあう一員として、いきいきと輝けるようにします。

3 計画の基本目標

基本的に現行計画の基本目標を踏襲します。

基本目標

1 自立生活支援



自分らしい生き方を自ら選択、決定し、自立した生活を営むことができるように支援していきます。

2 就労支援



一人ひとりがもつ可能性や能力を十分に発揮し、いきいきと働き続けられるように支援していきます。

3 育成支援



地域の中ですべての子どもたちが健やかに育ち、豊かな人間力を育めるように支援していきます。

4 地域で支えあうまちづくり



障害のある人もない人も地域の中でともに支えあい、安心していきいきと暮らせるまちにしていきます。